

職業紹介業務運営に関する規程

株式会社 MIS

第1 求 人

- 1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金・労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所の上、所定の求人票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便・FAX 又は電子メールでも差支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容・賃金・労働時間・その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールにより明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールによる明示ができないときは、当該明示すべき事項を、これらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を別表の料金表に基づき申し受けます。一旦申受けました手数料は、紹介の成否に関わらずお返しいたしません。

第2 求 職

- 1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所の上、所定の求職票によりお申込みください。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容・賃金・労働時間・その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールにより明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールによる明示ができないときは、それらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 両社の面接にあたっては本所が原則立会い、雇用条件・労働条件等の調整・確認を行うなど、両社の合意に向けて極力お世話いたします。
- 5 一旦求人・求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら、求人された方から、別表の手数料表に基づき紹介手数料を申受けます。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に

係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応いたします。

2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者・求職者両方から、本所に対してその報告をしてください。紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも、同様に報告をしてください。

また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が、就職から6ヶ月以内に離職（解雇された場合を除く）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者・求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確・最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。

5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理・面接・指導・紹介等の業務について、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等を理由としての差別的な取扱いは、一切いたしません。

6 本所の取扱職種の範囲及び地域は、以下のとおりです。

(1) 求人・求職者の職種

- 一 管理的職業
- 二 建築・土木・測量技術者
- 三 情報処理・通信技術者
- 四 その他の技術者
- 五 一般事務の職業
- 六 会計事務の職業
- 七 営業の職業

(2) 求人者の地域

青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、及び福島県内に本店・支店又は営業所等がある求人者

(3) 求職者の地域

青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、及び福島県内の求職者

7 本所の業務の運営に関する規程は以上のとおりですが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2023年4月1日

代表者

株式会社 MIS

代表取締役社長 西條 一彦